

令和5年度東広島市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

東広島市は、広島県のほぼ中央に位置している。東西は29.5km、南北は41.5kmで、その面積は635.16平方キロメートルで、広島県の約7.5%を占めている。

地形は、周囲を標高500m～900mの低い山々に囲まれた標高200m～400mの盆地状の地形が大部分を占め、南西部を中心に比較的平坦地に恵まれている。また、瀬戸内海に面した南東部は、沿岸部から内陸部に向けて小規模な平坦地が連なるほか、島しょ部がある。

気候は、標高が北に高く、南に低い地形のため、冬期の気温、積雪量に差はみられるが、全体的に比較的温かな気候で、市の中心地（西条町）の平均気温は13.2度、年間平均降水量は1,500mm程度になっている。

本市における販売農家数は令和2年時点で3,055戸である。第二種兼業農家が大部分を占めており、これは、賀茂学園都市・広島中央サイエンスパークの整備や企業立地が進むなど就業機会に恵まれていることが大きな要因になっていると考えられる。

経営耕地面積は令和2年度時点で3,864haで、広島県全体に占めるシェアは13.3%となっているが、年々減少している。1経営体当たりの経営耕地面積は1.15haで、稲作経営を主体とする農家としては、規模が零細になってきている。5ha以上集積している経営体は、全体の3.0%となっている。

本市は、県内最大の穀倉地帯として古くから安芸の国の米蔵を支えた歴史があり、現在でも市農業産出額の49%以上を米が占めるなど県内一の水稲作付面積及び収穫量を誇る米どころである。

しかしながら、兼業農家が多いため、水稲以外の作付けは進んでいない状況にあるが、近年は、農地の流動化や機械の効率的利用による経営の合理化を図るための集落営農型の農業生産法人の設立も進んでいる。この農業生産法人のさらなる農業所得の向上を図るためには、需要に応じた主食用米の生産、高収益作物への転換推進、農地集積の促進、スマート農業の導入など、ビジョンを明確にして取り組む必要がある。

今後は、主食用米のブランド化や、地域振興作物の農産物直売所への出荷促進など、『産地化』に向けた取組も行っていく。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

- 主食用米の需要減少に対応するため、担い手集積を中心に、高収益作物への転換を図るとともに、これらの導入が困難な水田や、良好な管理が行われている水田等において、需要量に見合った量を供給できるよう、非主食用米や麦・大豆等の本作化を推進する。
- 高収益作物の導入においては、重点品目を設定し、産地の生産の拡大を図り、需要に応える生産体制の確立を目指す。
- かぼちゃ等土地利用型作物は、機械化などによる低コスト化やリモートセンシングを活用した生育管理による収益性を向上させつつ面積を拡大し、夏秋出荷と冬季出荷の組み合わせによる供給・販売体制の確立を図る。
- ねぎ、アスパラガス等施設型野菜は、経営力の高い担い手を中心に土壌改良技術の

普及、輪作体系の確立を図るとともに、高収益につながる栽培技術を模索する。また、なす、ピーマン等は、気象に対応した栽培技術の確立に向けた取り組みを行い、安定供給体制の確立を図る。

- 経営力の高い担い手の育成や産地の戦略に応じた取組を強化し、新たなブランドづくりや6次産業化を推進し、需要に応じた生産を行うとともに新たな市場・需要の開拓を行う。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

- 農地中間管理事業の周知を図り、貸付希望農地と借受を希望する担い手へのマッチングを促進する。
- 担い手支援担当係と連携し、作付状況、作付意向を見える化し、地域での話し合いに基づく人・農地プランの推進を行う中で、良好な管理が行われている水田や、周辺のは場の耕作に支障となる水田を中心に、不作付地が耕作されるよう働きかけを行う。
- 本市においては、狭小な区画（30a以下）の農地の割合が高く、園芸品目や畑作物の栽培に適した農地が少ないことから、担い手への集積が進み、園芸品目や畑作物を導入する地域においては、排水性の向上（暗渠・明渠）、区画等の改良や管理の省力化（自動給水・スプリンクラー、自走式草刈機導入のための畦畔の改良等）を行うための整備を推進する。
- 地域の中で水稲との組み合わせが可能な品目を検討し、ブロックローテーションが可能なほ場について利用率の向上を推進する。
- 作付体系を踏まえた収益力の向上も視野に入れ、畑作物を推進する地域へは畑地化も含めた支援を行っていく。

4 作物ごとの取組方針等

本市では平成24年度から農業の抱える「担い手」と「農地」の諸問題を、人・農地プランを活用し、「集落の話し合い」の中で解決の糸口を見つけられるよう支援してきた。

今後も国の方針に基づき「人・農地プランの実質化」に向けた地域の具体的取組を支援するとともに、今後の「話し合い」は、従来の「集落単位」に加えて、「全市単位の担い手意見交換会」を支援し、機構集積協力金等も有効活用する中で、担い手育成、農地集積等の成果が出るよう取り組む。これを基に、農地中間管理機構を担い手への農用地の集積・集約を進める中間的な事業体として位置づけ、本市の地域振興作物の生産向上等の取組に対し、支援を行う。

（1）主食用米

近年米を取り巻く情勢は産地の価格競争に加え、食の「安全・安心」が厳しく問われている。消費者の「食」に対する信頼が大きく揺らぐ中、「安全・安心な米の安定供給」の実施に取り組むことが売れる米づくりの条件であり、生産者の使命である。このような状況に対処するため、以下の事項に取り組む。

- ① 集落営農型農業生産法人を中心として、土地の集積を図り、新たな需要の用途に合った米生産への取組を行う。
- ② 有機たい肥の利用促進による有機良質米の生産振興を図る。
- ③ 米のブランド化に取り組み、地産地消の促進を図る。
- ④ 市の代表的な産業の酒造業者と連携し、酒造好適米（山田錦）の生産振興を図る。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による清酒需要減に伴う酒造好適米需要減への対応が必要であり、令和5年産では、地域実態に応じた多

品目への転換を行う。

(2) 備蓄米

今後の地域内や全国的な需要動向を勘案しながら対応する。

(3) 非主食用米

販売農家の約6割を第二種兼業農家が占めており、転作作物への転換は、農家への負担が増加し、耕作放棄地が増加する要因ともなっている。こうした中、稲発酵粗飼料(WCS用稲)や、飼料用米をはじめとする新規需要米、加工用米の生産は、本市の農業の特性に適しており、転作作物として農家の負担を軽減することができるものとして、需要者との連携を強め、需要に基づいた生産を推進する。

ア 飼料用米

輸入飼料価格高騰に伴う国産飼料用米の潜在的需要に対応するため、県内養鶏農家を中心に、徐々に生産拡大を目指す。また、集落営農型農業生産法人に対しては、JA等を通じたフレコン出荷によるコスト低減を行い、生産性向上を図る。なお、多収品種、耕畜連携、複数年契約の推進により、収量向上と安定生産も図ることとする。

イ 米粉用米

米粉パン、コメカラ等米粉の販路拡大を図り、6次産業化支援と主食用米の活用先として市内需要者との連携を強め、生産の拡大を目指す。

ウ 新市場開拓用米

地域内流通の促進を図りつつ、需要動向に応じて、輸出用酒造好適米などの新たな市場開拓に取り組む。

エ WCS用稲

東広島市の畜産は、肉用牛や酪農(生乳)が市農業産出額の上位を占めている。耕種農家と畜産農家の連携による、堆肥・稲発酵粗飼料(WCS用稲)の供給や集落法人などによる和牛放牧の取組が行われており、引き続き耕畜連携の取組を推進する。

オ 加工用米

県内酒造原料(かけ米)や加工米飯の需要を中心に生産拡大を図るとともに、加工米飯用途等の新規需要に対応する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

ア 麦

農業生産法人をはじめとした担い手による生産を中心とし、1ha以上の作付けを推進し、県内パン業者、自家加工による6次産業化のための麦茶等の加工用麦需要に即した麦の生産拡大を目指す。

イ 大豆

農業生産法人をはじめとした担い手による生産を中心とし、1ha以上の作付けを推進し、県内豆腐業者等の加工用大豆需要に即した大豆の生産拡大を目指す。

ウ 飼料作物

農業生産法人をはじめとした担い手による生産を中心とし、1ha以上の作付けを推進し、輸入飼料価格高騰に伴う市内畜産農家の需要増加に対応するため、生産拡大を目指す。

(5) そば、なたね

そばは、本市内において作付面積が多い作物であり、引き続き作付けを推進する。また、二毛作に対する助成を行い、そばの産地化を推進する。

(6) 地力増進作物

連作障害の回避、他の作物とのブロックローテーションの構築によるほ場の利用率の向上、地力の増進や災害時における地力の回復等を目的とした地力増進作物の活用を図っていく。

地力増進作物は県設定と同様とする。

(7) 高収益作物（園芸作物等）

振興作物を中心に規模拡大を図るとともに、産地化に向けた取組を行う。また、少量多品目生産による生産拡大を図り、直売所や量販店へ地場野菜を供給し地産地消を推進する。

ア 多様な担い手の育成

新規に販売を行う農業者や定年帰農者等を対象とした市園芸センターの生産講座において育成するとともに、効率的かつ安定的に農業経営を目指す農業者を育成する。

イ 地域重点・振興作物の生産振興

重点品目として、かぼちゃ、ばれいしょ、ピーマン、アスパラガス、キャベツ、たまねぎ、なす、ねぎ（白、青含む）、レンコンの9品目を、振興品目として、いちご、エゴマ、えだまめ、おくら、花き（菊以外）、菊、絹さやえんどう、きゅうり、コマツナ、さといも、しそ、大根、トマト、にんじん、白菜、ブロッコリー、ハウレンソウ、落花生の品目を作付け推進する。

また、管内JAにおける野菜振興協議会の部会活動を強化し、産地形成を図る。

ウ 安全・安心な野菜の生産振興

農薬や化学肥料の使用を低減して栽培された安全・安心な野菜に対する消費者の関心が高まっていることを受け、広島県の「安心！広島ブランド」認証制度やエコファーマー認定制度を活用し、食の安全・安心を確保し、野菜の生産振興と消費拡大を図る。

エ 地産地消の推進

市内8か所の直売所（JA交流ひろばとれたて元気市、となりの農家高屋店、となりの農家黒瀬店、JA芸南ふれあい市、福富物産しゃくなげ館、道の駅湖畔の里福富、とよさか四季菜館、こうち寄りん菜屋）を核とした流通体制の確立と年間を通し地域の特色のある農産物とその加工品を安定供給できる体制を整備する。また、東広島ブランド推奨マークを活用した市内産農産物の販路拡大を図る。

オ 果樹

西条柿を中心に、低木化による省力化や品質・生産性の向上を推進し、少量でも特徴ある品目については、市民に対して贈答用など付加価値を高めた販売を促進して販路拡大を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

作物	前年度作付面積 (ha)	当年度の作付予定面積 (ha)	令和5年度の作付目標面積 (ha)
主食用米	2,930.3	3,330.0	3350.0
備蓄米	0	0	0
飼料用米	83.4	84.0	84.0
米粉用米	1.1	1.1	1.1
新市場開拓用米	1.8	2.0	2.0
WCS用稲	66.8	70.0	70.0
加工用米	2.6	2.6	2.6
麦	68.9	70.0	70.0
大豆	79.5	80.0	80.0
飼料作物	59.7	60.0	60.0
・子実用とうもろこし	0	0	0
そば	34.9	35.0	35.0
なたね	0.0	1.0	1.0
地力増進作物	9.7	10.0	10.0
高収益作物	167.9	190.0	190.0
・野菜	158.1	175.0	175.0
・花き・花木	5.7	10.0	10.0
・果樹	4.1	5.0	5.0
・その他の高収益作物	0	0	0
その他	7.87	9.61	9.61
・エゴマ	7.0	8.5	8.5
・種苗類	0.8	1.0	1.0
・茶	0.07	0.1	0.1
・たら	0	0.01	0.01
畑地化	0	115	115

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	目標値	
				前年度（実績）	目標値
1	麦・大豆・飼料作物（基幹作のみ）	戦略作物に対する担い手等助成	作付面積の拡大 担い手率	(2022年度) 14,450a (2022年度) 86.0%	(2023年度) 15,000a (2023年度) 90.0%
2	2-1 かぼちゃ、ばれいしょ、ピーマン 2-2 アスパラガス、キャベツ、たまねぎ、なす、ねぎ、レンコン	地域重点品目に対する助成	作付面積の拡大	(2022年度) 12,025a	(2023年度) 13,200a

3	いちご、エゴマ、えだまめ、おくら、花き（菊以外）、菊、絹さやえんどう、きゅうり、コマツナ、さといも、しそ、大根、トマト、にんじん、白菜、ブロッコリー、ホウレンソウ、落花生	地域振興作物に対する助成	作付面積の拡大	(2022 年度) 4,364a	(2023 年度) 4,500a
4	市内直売所、産直市、市内商店、個人（配送・宅配）に出荷する野菜・果樹・花きなど農作物（基幹作のみ）	地産地消作物に対する助成	出荷面積の拡大	(2022 年度) 3,210a	(2023 年度) 3,400a
5	野菜・果樹・花きなど国の戦略作物を除く農作物（基幹作のみ）	担い手推進品目加算助成	作付面積の拡大 担い手率	(2022 年度) 9,746a (2022 年度) 39%	(2023 年度) 10,000a (2023 年度) 40.0%
6	麦、大豆、飼料作物、そば、なたね（二毛作）	二毛作助成	作付面積の拡大	(2022 年度) 821a	(2023 年度) 900a
7	7-1 飼料用米、わら専用稲 7-2 飼料作物 7-3 WCS 用稲、青刈り稲、飼料作物	耕畜連携助成	生産面積の拡大	(2022 年度) 10,876a	(2023 年度) 10,000a

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。
 ※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

別紙のとおり

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 広島県(東広島市地域農業再生協議会)

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	戦略作物に対する担い手等助成	1	3,400	麦・大豆・飼料作物	1作物当たり1ha以上の作付け・排水対策に取り組むこと
2-1	地域重点品目に対する助成	1	26,400	かぼちゃ、ばれいしょ、ピーマン	出荷・販売すること
2-2	地域重点品目に対する助成	1	18,600	アスパラガス、キャベツ、たまねぎ、なす、ねぎ、レンコン	出荷・販売すること
3	地域振興作物に対する助成	1	8,500	いちご、エゴマ、えだまめ、おくら、花き(菊以外)、菊、絹さやえんどう、きゅうり、コマツナ、さといも、しそ、大根、トマト、にんじん、白菜、ブロッコリー、ホウレンソウ、落花生	出荷・販売すること
4	地産地消作物に対する助成	1	4,800	市内直売所、産直市、市内商店、個人(配送・宅配)に出荷する野菜・果樹・花きなど農作物	東広島市内へ出荷・販売すること
5	担い手推進品目加算助成	1	6,000	野菜・果樹・花きなど国の戦略作物を除く農作物	出荷・販売すること
6	二毛作助成	2	12,700	麦、大豆、飼料作物、そば、なたね(二毛作)	水稲と対象作物の組み合わせ、または対象作物同士の組み合わせによる二毛作であること
7-1	耕畜連携助成	1	11,000	飼料用米、わら専用稲	利用供給協定や自家利用計画に基づく取組であること
7-2	耕畜連携助成	1	11,000	飼料作物	利用供給協定や自家利用計画に基づく取組であること
7-3	耕畜連携助成	1	11,000	WCS用稲、青刈り稲、飼料作物	利用供給協定や自家利用計画に基づく取組であること

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。